変更届（認定薬局）

事　　項	地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けた者が、薬局の名称又は氏名、住所等を変更したとき
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行規則第16条の３（地域連携薬局等の変更の届出） 京都府薬事関係許可等事務処理要領
提出書類	**１　変更届書** **２　変更の内容に応じて、次の添付書類** **①　認定薬局開設者の氏名又は住所の変更** ・個人の改姓のときは戸籍抄本等（返却を希望する場合は、原本の提示及びその写しの添付） ・法人にあっては変更の前後がわかる登記事項証明書 **②　責任役員の変更** ・登記事項証明書（登記が変更されたとき） ・新たな責任役員の診断書（新たな責任役員が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のおそれがある場合） **③　法第６条の３第２項第２号に規定する薬剤師の変更**（専門性の認定を受けた薬剤師の変更） ・雇用又は使用関係を証する書類 ・がんに係る専門性の認定を受けた薬剤師であることを証する書類の写し **④　認定薬局の名称の変更** ・（添付書類なし） ※①～③の変更については**変更後30日以内**に、④の変更については**事前**に届け出ること。
提出部数	１部
手 数 料	不要

【一般的注意事項】

１　届出内容に訂正がある場合は、２本線で訂正し、正しい内容を記載すること。なお、白消し修正は行わないこと。

２　認定証の記載事項に変更のある場合、可能な限り認定証の書換え交付申請も併せて行うことが望ましいこと。

【変更届】

１　業務の種類欄には、地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局と記入すること。

２　許可番号又は認定番号及び年月日欄には、認定証の認定番号及び有効期間の始期を記入すること。

３　名称及び所在地欄には、当該薬局等の名称及び所在地を正確に記入すること。

４　変更内容欄には、医薬品医療機器等法施行規則第16条の３に規定する届出事項を記入し、変更前後欄にそれぞれ前後の状況を記入すること。

なお、記入しきれないときは、「別紙のとおり」と記入の上、必要事項を記入した別紙を添付すること。

5　変更年月日欄に、届出を要する事実が発生した年月日を記入すること。

【戸籍抄本等（法人の場合は登記事項証明書）】

1　変更の内容が確認できる抄本等であること。

【専門性の認定を受けた薬剤師の使用関係を証する書類等】

1　勤務時間、休日、住所、氏名等を明記した書類であること。

【がんに係る専門性の認定を受けた薬剤師であることを証する書類】

1　厚生労働大臣に届け出た団体から認定をうけたことを証する書類の写しを添付すること。なお、写しの提出に代えて申請時に原本提示を行うことでも差し支えない。